

令和5年12月20日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室
室長 鎌田 真隆
専門官 佐藤 陽子
社会福祉施設統計係（内線 7552）
（代表電話） 03-5253-1111
（直通電話） 03-3595-2918

令和4年

社会福祉施設等調査の概況

目次

調査の概要	1
結果の概要	
1 施設の状況	
（1）施設数	3
（2）定員・在所者数・在所率	3
（3）職種別常勤換算従事者数	4
2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況	
（1）事業所数	5
（2）利用状況	6
（3）職種別常勤換算従事者数	8
総括表	9
参考表	10
用語の定義	13

令和4年社会福祉施設等調査の結果は厚生労働省ホームページにも掲載しています。
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>)

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については層化無作為抽出した施設、それ以外についてはその全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

事業所票：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
総 数	149 162	125 021	123 732	83.8
施 設 票				
保護施設	236	227	225	96.2
老人福祉施設 ⁵⁾	3 264	3 058	3 058	93.7
障害者支援施設等	5 556	4 911	4 861	88.4
婦人保護施設	48	48	47	100.0
児童福祉施設等	25 187	22 998	22 816	91.3
母子・父子福祉施設	55	52	52	94.5
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	9 743	8 478	8 428	87.0
事 業 所 票				
障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所	105 073	85 249	84 245	81.1

注：施設の種類別内訳は10ページ参考表1を参照。

1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設・事業所に配布した詳細票の枚数である。

2) 回収客体数は、回収があった詳細票の枚数である。

3) 集計客体数は、回収した詳細票のうち活動中の詳細票の枚数である。

4) 回収率(%)＝「回収客体数」÷「調査客体数」×100で算出している。

5) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。

3 調査の時期

令和4年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

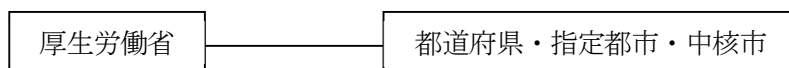
施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

5 調査方法及び系統

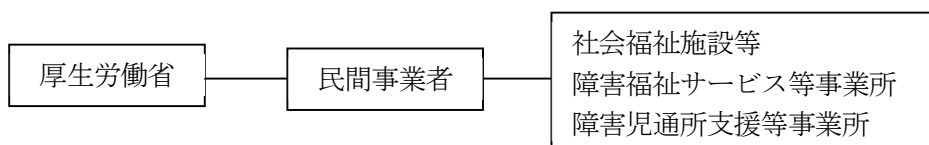
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県・指定都市・中核市に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の 1/2 未満、又は比率が微小（0.05 未満）の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 平成 30 年以降は、詳細票が全数調査から標本調査となり、結果を推計値で表章するため、詳細票に基づく調査結果については、平成 29 年以前の調査結果との実数での比較には留意が必要である。

推計方法については厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>) に掲載している。

(5) 表 1、表 4、総括表（施設数）、参考表 2 は基本票の集計値、それ以外は、詳細票から得られた結果より算出した推計値である。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

調査対象施設・事業所一覧（令和 4 年）

<p>生活保護法による保護施設</p> <p>救護施設</p> <p>更生施設</p> <p>医療保護施設 ※</p> <p>授産施設</p> <p>宿所提供施設</p>	<p>児童福祉法¹⁾による児童福祉施設等</p> <p>助産施設 ※</p> <p>乳児院</p> <p>母子生活支援施設</p> <p>幼保連携型認定こども園</p> <p>保育所型認定こども園</p> <p>保育所</p> <p>小規模保育事業所A型</p> <p>小規模保育事業所B型</p> <p>小規模保育事業所C型</p> <p>家庭的保育事業所</p> <p>居宅訪問型保育事業所</p> <p>事業所内保育事業所</p> <p>児童養護施設</p> <p>障害児入所施設(福祉型)</p> <p>障害児入所施設(医療型)</p> <p>児童発達支援センター(福祉型)</p> <p>児童発達支援センター(医療型)</p> <p>児童心理治療施設</p> <p>児童自立支援施設</p> <p>児童家庭支援センター ※</p> <p>小型児童館</p> <p>児童センター</p> <p>大型児童館A型</p> <p>大型児童館B型</p> <p>大型児童館C型</p> <p>その他の児童館</p> <p>児童遊園 ※</p>	<p>その他の社会福祉施設等</p> <p>授産施設 ※</p> <p>無料低額宿泊所 ※</p> <p>盲人ホーム ※</p> <p>隣保館 ※</p> <p>へき地保健福祉館 ※</p> <p>日常生活支援住居施設 ※</p> <p>有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)</p> <p>有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) ※</p>	<p>児童福祉法¹⁾による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所</p> <p>児童発達支援事業所</p> <p>居宅訪問型児童発達支援事業所</p> <p>放課後等デイサービス事業所</p> <p>保育所等訪問支援事業所</p> <p>障害児相談支援事業所</p>
<p>老人福祉法による老人福祉施設</p> <p>養護老人ホーム(一般)</p> <p>養護老人ホーム(盲)</p> <p>軽費老人ホーム A型</p> <p>軽費老人ホーム B型</p> <p>軽費老人ホーム(ケアハウス)</p> <p>都市型軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉センター(特A型) ※</p> <p>老人福祉センター(A型) ※</p> <p>老人福祉センター(B型) ※</p>	<p>障害者総合支援法による障害者支援施設等</p> <p>障害者支援施設</p> <p>地域活動支援センター</p> <p>福祉ホーム</p>	<p>障害者総合支援法による</p> <p>障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所</p> <p>居宅介護事業所</p> <p>重度訪問介護事業所</p> <p>同行援護事業所</p> <p>行動援護事業所</p> <p>療養介護事業所</p> <p>生活介護事業所</p> <p>重度障害者等包括支援事業所</p> <p>計画相談支援事業所</p> <p>地域相談支援(地域移行支援)事業所</p> <p>地域相談支援(地域定着支援)事業所</p> <p>短期入所事業所</p> <p>共同生活援助事業所</p> <p>自立訓練(機能訓練)事業所</p> <p>自立訓練(生活訓練)事業所</p> <p>宿泊型自立訓練事業所</p> <p>就労移行支援事業所</p> <p>就労継続支援(A型)事業所</p> <p>就労継続支援(B型)事業所</p> <p>自立生活援助事業所</p> <p>就労定着支援事業所</p>	
<p>身体障害者福祉法による</p> <p>身体障害者社会参加支援施設</p> <p>身体障害者福祉センター(A型) ※</p> <p>身体障害者福祉センター(B型) ※</p> <p>障害者更生センター ※</p> <p>補装具製作施設 ※</p> <p>盲導犬訓練施設 ※</p> <p>点字図書館 ※</p> <p>点字出版施設 ※</p> <p>聴覚障害者情報提供施設 ※</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法¹⁾による</p> <p>母子・父子福祉施設</p> <p>母子・父子福祉センター</p> <p>母子・父子休養ホーム</p>		
<p>売春防止法による婦人保護施設</p> <p>婦人保護施設</p>			

注：※印の付いた施設は、詳細票調査を実施していない。

1) 「児童福祉法」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」については、令和 5 年 4 月から、こども家庭庁所管となった。

結 果 の 概 要

この結果は、令和4年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 施設数

施設の種類の別に施設数をみると、「保育所等」は30,358施設で前年に比べ363施設、1.2%増加している。また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は17,327施設で前年に比べ603施設、3.6%増加している。（表1、総括表）

表1 施設の種類の別にみた施設数

	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
総数	83 821	82 611	1 210	1.5
保護施設	290	288	2	0.7
老人福祉施設	5 158	5 192	△ 34	△ 0.7
障害者支援施設等	5 498	5 530	△ 32	△ 0.6
身体障害者社会参加支援施設	315	315	0	-
婦人保護施設	47	47	0	-
児童福祉施設等	46 997	46 560	437	0.9
（再掲）保育所等 ¹⁾	30 358	29 995	363	1.2
母子・父子福祉施設	55	57	△ 2	△ 3.5
その他の社会福祉施設等	25 461	24 622	839	3.4
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	17 327	16 724	603	3.6

注：詳細は9ページ 総括表参照

1) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

(2) 定員・在所要者数・在所率

施設の種類の別に定員をみると、「保育所等」は2,936,183人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は666,276人となっている。

また、施設の種類の別に在所要者数をみると、「保育所等」は2,599,190人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は546,190人となっている。（表2、総括表）

表2 施設の種類の別にみた定員・在所要者数・在所率

	令和4年10月1日現在		
	定員(人) ¹⁾	在所要者数(人) ¹⁾	在所率(%) ²⁾
総数	4 176 902	3 644 867	88.3
保護施設	19 192	17 966	93.6
老人福祉施設	157 211	140 003	89.3
障害者支援施設等 ³⁾	187 020	149 896	92.2
婦人保護施設	1 205	276	27.2
児童福祉施設等 ⁴⁾	3 145 998	2 790 537	88.9
（再掲）保育所等 ⁵⁾	2 936 183	2 599 190	88.7
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	666 276	546 190	84.6

注：詳細は9ページ 総括表参照

- 1) 定員及び在所要者数は、それぞれ定員又は在所要者数について調査を実施した施設のみ、集計している。
- 2) 在所率(%) = 在所要者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、定員不詳、在所要者数不詳の施設及び在所要者数について調査を行っていない施設を除いて算出している。
- 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所要者分のみであり、在所要者数は入所要者数と通所要者数の合計である。在所率は在所要者数のうち通所要者数を除いて算出している。
- 4) 児童福祉施設等の定員及び在所要者数には母子生活支援施設を含まない。
- 5) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

(3) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は1,260,231人となっている。これを施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は393,927人、「保育教諭」は128,134人（うち保育士資格保有者は119,120人）となっている。

また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は142,180人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は63,198人となっている。（表3）

表3 施設の種別別こみた職種別常勤換算従事者数

	令和4年10月1日現在									
	総数	1) 保護施設	1) 老人福祉施設	障害者支援施設等	婦人保護施設	1) 児童福祉施設 (保育所等・地域型保育事業所を除く)	2) 保育所等	2) 地域型保育事業所	母子・父子福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総数	1 260 231	6 376	39 000	108 770	383	89 790	724 283	63 006	211	228 413
施設長・園長・管理者	59 860	219	2 368	3 919	29	4 629	29 772	6 435	15	12 474
サービス管理責任者	4 103	…	…	4 103	…	…	…	…	…	…
生活指導・支援員等 ³⁾	92 774	824	4 226	63 198	165	15 777	…	…	—	8 584
職業・作業指導員	3 160	78	52	2 213	15	383	…	…	1	418
セラピスト	7 635	8	131	1 052	8	3 918	…	…	—	2 518
理学療法士	2 795	3	42	550	—	1 111	…	…	—	1 089
作業療法士	1 809	3	28	354	—	937	…	…	—	487
その他の療法士	3 032	3	61	148	8	1 870	…	…	—	942
心理・職能判定員	35	…	…	35	…	…	…	…	…	…
医師・歯科医師	3 091	29	115	315	3	1 364	1 038	167	—	60
保健師・助産師・看護師	53 472	440	2 463	5 599	22	10 799	13 535	766	—	19 850
精神保健福祉士	1 282	102	11	982	1	…	…	…	…	186
保育士	415 655	…	…	…	…	19 718	393 927	1 999	9	…
保育補助者	28 250	…	…	…	…	…	28 150	99	…	…
保育教諭 ⁴⁾	128 134	…	…	…	…	…	128 134	—	…	…
うち保育士資格保有者	119 120	…	…	…	…	…	119 120	—	…	…
保育従事者 ⁵⁾	37 723	…	…	…	…	…	…	37 723	…	…
うち保育士資格保有者	35 318	…	…	…	…	…	…	35 318	…	…
家庭的保育者 ⁵⁾	1 374	…	…	…	…	…	…	1 374	…	…
うち保育士資格保有者	1 034	…	…	…	…	…	…	1 034	…	…
家庭的保育補助者 ⁵⁾	708	…	…	…	…	…	…	708	…	…
居宅訪問型保育者 ⁵⁾	90	…	…	…	…	…	…	90	…	…
うち保育士資格保有者	69	…	…	…	…	…	…	69	…	…
児童生活支援員	639	…	…	…	…	639	…	…	—	…
児童厚生員	11 246	…	…	…	…	11 246	…	…	—	…
母子支援員	671	…	…	…	…	671	…	…	—	…
介護職員	175 692	3 230	18 172	12 107	2	…	…	…	…	142 180
栄養士	37 396	207	2 012	2 430	18	1 576	27 185	2 345	—	1 623
調理員	86 398	531	4 543	4 784	45	3 888	53 563	4 301	—	14 743
事務員	42 594	448	2 717	5 079	42	4 056	18 560	1 172	70	10 449
児童発達支援管理責任者	1 340	…	…	…	…	1 340	…	…	—	…
その他の教諭 ⁶⁾	5 342	…	…	…	…	…	5 342	…	…	…
その他の職員 ⁷⁾	61 569	260	2 190	2 952	36	9 784	25 076	5 828	115	15 328

注：従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

- 1) 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター（特A型、A型、B型）、児童福祉施設（保育所等・地域型保育事業所を除く）には助産施設、児童家庭支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。
- 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所である。
- 3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 5) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 6) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条に基づき採用されている、園長及び保育教諭（主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む）以外の教諭である。
- 7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員（看護師等を除く）を含む。

2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況

(1) 事業所数

事業の種類別に障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所数をみると、「居宅介護事業」が25,263事業所で最も多く、前年に比べ801事業所、3.3%増加している。次いで多いのは、「重度訪問介護事業」で22,460事業所となっており、前年に比べ658事業所、3.0%増加している。さらに、「放課後等デイサービス事業」が19,408事業所となっており、前年に比べ2,036事業所、11.7%増加している。

また、対前年増減率をみると、「保育所等訪問支援事業」が18.2%と最も高く、次いで、「児童発達支援事業」の15.9%となっている。(表4)

表4 事業の種類別にみた事業所数

	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
居宅介護事業	25 263	24 462	801	3.3
重度訪問介護事業	22 460	21 802	658	3.0
同行援護事業	8 359	8 255	104	1.3
行動援護事業	2 813	2 694	119	4.4
療養介護事業	246	246	0	-
生活介護事業	9 508	9 056	452	5.0
重度障害者等包括支援事業	22	20	2	10.0
計画相談支援事業	11 707	11 237	470	4.2
地域相談支援(地域移行支援)事業	3 634	3 588	46	1.3
地域相談支援(地域定着支援)事業	3 493	3 435	58	1.7
短期入所事業	7 486	7 057	429	6.1
共同生活援助事業	12 281	11 056	1 225	11.1
自立訓練(機能訓練)事業	401	403	△ 2	△ 0.5
自立訓練(生活訓練)事業	1 583	1 491	92	6.2
宿泊型自立訓練事業	228	225	3	1.3
就労移行支援事業	3 393	3 353	40	1.2
就労継続支援(A型)事業	4 429	4 130	299	7.2
就労継続支援(B型)事業	15 588	14 407	1 181	8.2
自立生活援助事業	445	395	50	12.7
就労定着支援事業	1 678	1 522	156	10.2
児童発達支援事業	11 803	10 183	1 620	15.9
居宅訪問型児童発達支援事業	255	228	27	11.8
放課後等デイサービス事業	19 408	17 372	2 036	11.7
保育所等訪問支援事業	2 281	1 930	351	18.2
障害児相談支援事業	8 619	8 130	489	6.0

注：複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。

ただし、障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

(2) 利用状況

① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業の利用状況

9月中の利用者1人当たり訪問回数を見ると、居宅介護事業を利用する障害者では「身体介護が中心」が18.8回と最も多く、次いで「家事援助が中心」が9.0回となっている。

一方、重度訪問介護事業を利用する障害者では27.6回となっており、そのうち「移動介護」が7.8回となっている。

また、同行援護事業を利用する障害者では6.0回、行動援護事業を利用する障害者では5.8回となっている。

(表5)

表5 事業の種類別利用状況（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業）

	利用実人員 (人)	訪問回数 合計 (回)	令和4年9月	
			利用者1人当たり 訪問回数 (回)	
			令和4年 (2022)	令和3年 (2021)
居宅介護事業 ¹⁾				
障害者 身体介護が中心	111 656	2 103 122	18.8	18.4
通院介助が中心(身体介護を伴う)	25 805	79 951	3.1	3.3
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	7 970	18 641	2.3	2.4
通院等乗降介助が中心	2 843	19 463	6.8	6.5
家事援助が中心	123 579	1 118 291	9.0	9.2
障害児 身体介護が中心	8 461	89 174	10.5	10.9
通院介助が中心(身体介護を伴う)	836	1 819	2.2	2.3
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	89	228	2.5	2.5
通院等乗降介助が中心	31	122	3.9	3.6
家事援助が中心	909	7 846	8.6	9.4
重度訪問介護事業	22 936	632 742	27.6	29.3
うち移動介護	6 652	51 785	7.8	7.8
同行援護事業				
障害者	28 958	173 321	6.0	6.1
障害児	180	1 114	6.2	6.6
行動援護事業				
障害者	13 653	79 800	5.8	6.6
障害児	1 910	10 516	5.5	5.5

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いて算出している。

1) 居宅介護事業の利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。

② 療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立生活援助、就労定着支援事業の利用状況

9月中の利用実人員をみると、就労継続支援（B型）事業の406,577人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用日数をみると、重度障害者等包括支援事業では29.7日、療養介護事業では24.0日となっている（表6）。

表6 事業の種類別にみた利用状況

令和4年9月

	利用実人員 (人)	利用延人数 (人)	利用日数 合計 (日)	利用者1人当たり 利用日数 (日)	
				令和4年 (2022)	令和3年 (2021)
療養介護事業	17 295	415 685	...	24.0	24.4
生活介護事業 ¹⁾	269 175	2 548 544	...	9.5	9.7
重度障害者等包括支援事業	23	-	684	29.7	29.1
計画相談支援事業 ²⁾	274 636
地域相談支援（地域移行支援）事業	773
地域相談支援（地域定着支援）事業	3 847
短期入所事業					
障害者	41 243	-	247 959	6.0	6.4
障害児	7 888	-	36 361	4.6	4.9
共同生活援助事業 ³⁾	157 829	-	.	.	.
自立訓練（機能訓練）事業 ¹⁾	888	6 995	...	7.9	7.8
自立訓練（生活訓練）事業 ¹⁾	12 048	154 757	...	12.8	12.3
宿泊型自立訓練事業	2 911	-	.	.	.
就労移行支援事業 ¹⁾	37 887	423 360	...	11.2	11.0
就労継続支援（A型）事業 ¹⁾	101 448	1 152 629	...	11.4	11.3
就労継続支援（B型）事業 ¹⁾	406 577	4 284 814	...	10.5	10.2
自立生活援助事業	1 321	-	.	.	.
就労定着支援事業	15 691	-	.	.	.

注：利用者1人当たり利用日数は、利用延人数を調査している事業については利用延人数÷利用実人員、利用日数合計を調査している事業については利用日数合計÷利用実人員により算出している。ただし、9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、利用延人数不詳及び利用日数不詳の事業所を除いて算出している。

- 1) 障害者支援施設の昼間実施サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を除く。
- 2) 計画相談支援事業は、サービス利用支援（計画作成）又は継続サービス利用支援（モニタリング）を利用した人数である。
- 3) 共同生活援助事業は、9月末日の利用実人員である。

③ 障害児通所支援等事業所の利用状況

9月中の利用実人員をみると、放課後等デイサービス事業の497,875人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用回数では、6.9回となっている（表7）。

表7 事業の種類別にみた利用状況（障害児通所支援等事業所）

令和4年9月

	利用実人員 (人)	訪問回数 合計 (回)	利用者1人当たり 訪問回数 (回)		利用延人数 (人)	利用者1人当たり 利用回数 (回)	
			令和4年 (2022)	令和3年 (2021)		令和4年 (2022)	令和3年 (2021)
児童発達支援事業	201 919	-	.	.	1 121 797	5.6	5.8
居宅訪問型児童発達支援事業	324	1 326	4.1	4.9	.	.	.
放課後等デイサービス事業	497 875	-	.	.	3 420 184	6.9	7.1
保育所等訪問支援事業	14 643	23 308	1.6	1.6	.	.	.
障害児相談支援事業 ¹⁾	104 712	-

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、訪問回数不詳及び利用延人数不詳の事業所を除いて算出している。

- 1) 障害児相談支援事業は、障害児支援利用援助（計画作成）又は継続障害児支援利用援助（モニタリング）を提供した人数である。

(3) 職種別常勤換算従事者数

障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の常勤換算従事者数は、居宅介護事業で124,697人、放課後等デイサービス事業で103,166人、共同生活援助事業で85,674人となっている(表8)。

表8 事業の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

(単位:人)

令和4年10月1日現在

	総数	介護福祉士	実務者研修修了者	旧介護職員基礎研修課程修了者	旧ホームヘルパー1級研修課程修了者	初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級研修課程修了者含む)	障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者(旧ホームヘルパー3級研修課程修了者含む)	重度訪問介護従業者養成研修修了者	同行援護従業者養成研修修了者	行動援護従業者養成研修修了者	その他
居宅介護事業	124 697	69 132	10 337	1 390	2 411	35 417	250	…	…	…	5 760
重度訪問介護事業	43 284	22 132	4 006	383	718	11 578	160	2 446	…	…	1 861
同行援護事業	24 795	12 815	1 498	219	476	5 037	100	…	3 691	…	959
行動援護事業	9 313	4 346	672	64	140	2 208	73	…	…	1 510	300

	総数	サービス管理責任者	医師	看護師	生活支援員	その他
療養介護事業	24 882	490	1 271	11 848	6 154	5 119

	総数	サービス管理責任者	医師	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	その他
生活介護事業	83 369	7 587	870	7 253	887	59 209	7 563

	総数	サービス提供責任者	その他
重度障害者等包括支援事業	14	5	9

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
計画相談支援事業	22 884	5 515	15 362	2 007
地域相談支援(地域移行支援)事業	1 133	191	803	138
地域相談支援(地域定着支援)事業	1 606	302	1 128	176

	総数	医師	保健師・看護師	心理・職能判定員	理学・作業療法士	生活支援員	職業指導員	介護職員	うち介護福祉士	児童指導員	保育士	その他
短期入所事業 ¹⁾	39 122	351	2 544	23	415	23 562	101	5 746	2 161	332	256	5 791

	総数	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	看護師	その他
共同生活援助事業	85 674	8 148	45 051	26 481	180	5 814

	総数	サービス管理責任者	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	訪問支援員	その他
自立訓練(機能訓練)事業	707	79	106	109	250	12	151
自立訓練(生活訓練)事業	4 514	983	104	…	2 941	132	354
宿泊型自立訓練事業	1 187	174	37	…	712	…	263

	総数	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	その他
就労移行支援事業	13 837	2 453	3 627	3 884	3 399	475
就労継続支援(A型)事業	24 954	3 959	6 915	10 862	…	3 217
就労継続支援(B型)事業	85 534	13 679	27 314	31 036	…	13 505

	総数	サービス管理責任者	地域生活支援員	就労定着支援員	その他
自立生活援助事業	505	133	328	…	44
就労定着支援事業	2 234	1 140	…	886	209

	総数	児童発達支援管理責任者	児童指導員	保育士	障害福祉サービス経験者	その他
児童発達支援事業	59 121	9 294	18 983	19 396	1 635	9 812
放課後等デイサービス事業	103 166	18 062	43 153	22 359	3 362	16 229

	総数	児童発達支援管理責任者	訪問支援員	その他
居宅訪問型児童発達支援事業	184	69	97	17
保育所等訪問支援事業	3 157	1 074	1 841	242

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
障害児相談支援事業	15 430	3 571	10 420	1 439

注:9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。

障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

1) 短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。

総括表

令和4年10月1日現在

	施設数	定員(人) ²⁾	在所者数(人) ²⁾	従事者数(人) ³⁾
総数	83 821	4 176 902	3 644 867	1 260 231
保護施設	290	19 192	17 966	6 376
救護施設	186	16 501	16 360	5 969
更生施設	19	1 446	1 030	286
医療保護施設 *	57
授産施設	14	450	317	75
宿所提供施設	14	795	259	47
老人福祉施設	5 158	157 211	140 003	39 000
養護老人ホーム	932	61 518	53 011	16 561
養護老人ホーム(一般)	880	58 864	50 641	15 539
養護老人ホーム(盲)	52	2 654	2 370	1 022
軽費老人ホーム	2 330	95 693	86 992	22 439
軽費老人ホーム A型	188	11 100	10 206	2 511
軽費老人ホーム B型	13	568	362	40
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 038	82 444	74 888	19 295
都市型軽費老人ホーム	91	1 581	1 536	592
老人福祉センター *	1 896
老人福祉センター(特A型) *	214
老人福祉センター(A型) *	1 245
老人福祉センター(B型) *	437
障害者支援施設等	5 498	187 020	149 896	108 770
障害者支援施設 ⁵⁾	2 575	137 962	148 660	98 123
地域活動支援センター ⁶⁾	2 794	47 384	...	10 400
福祉ホーム	129	1 674	1 236	247
身体障害者社会参加支援施設 *	315
身体障害者福祉センター *	153
身体障害者福祉センター(A型) *	38
身体障害者福祉センター(B型) *	115
障害者更生センター *	4
補装具製作施設 *	14
盲導犬訓練施設 *	13
点字図書館 *	71
点字出版施設 *	10
聴覚障害者情報提供施設 *	50
婦人保護施設	47	1 205	276	383
児童福祉施設等	46 997	3 145 998	2 790 537	877 078
助産施設 *	382
乳児院	145	3 802	2 560	5 519
母子生活支援施設 ⁷⁾	204	4 289	7 305	2 070
保育所等	30 358	2 936 183	2 599 190	724 283
幼保連携型認定こども園	6 479	660 219	635 059	179 608
保育所型認定こども園	1 353	150 946	118 876	32 272
保育所	22 526	2 125 018	1 845 256	512 403
地域型保育事業所	7 392	118 160	106 970	63 006
小規模保育事業所A型	5 067	86 999	80 309	46 576
小規模保育事業所B型	737	11 895	10 807	7 004
小規模保育事業所C型	91	861	756	578
家庭的保育事業所	826	3 603	3 243	2 615
居宅訪問型保育事業所	14	21	74	134
事業所内保育事業所	657	14 781	11 782	6 099
児童養護施設	610	29 960	23 486	21 139
障害児入所施設(福祉型)	243	8 521	5 964	5 641
障害児入所施設(医療型)	221	19 749	7 785	20 032
児童発達支援センター(福祉型)	703	21 288	40 494	11 547
児童発達支援センター(医療型)	91	2 815	1 574	1 218
児童心理治療施設	51	2 071	1 398	1 512
児童自立支援施設	58	3 449	1 114	1 847
児童家庭支援センター *	164
児童館	4 301	.	.	19 264
小型児童館	2 468	.	.	9 845
児童センター	1 707	.	.	8 794
大型児童館A型	15	.	.	270
大型児童館B型	3	.	.	33
大型児童館C型	-	.	.	-
その他の児童館	108	.	.	322
児童遊園 *	2 074
母子・父子福祉施設	55	211
母子・父子福祉センター	54	.	.	209
母子・父子休養ホーム	1	2
その他の社会福祉施設等	25 461	666 276	546 190	228 413
授産施設 *	61
無料低額宿泊所 *	637
盲人ホーム *	18
隣保館 *	1 053
へき地保健福祉館 *	36
日常生活支援住居施設 *	122
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	17 327	666 276	546 190	228 413
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) *	6 207

注: 1) 活動中の施設について集計している。

2) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について、調査を実施した施設について集計している。

3) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

4) * 印のついた施設は、詳細調査を実施していない。

5) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者のみである。また、在所者数は入所者数と通所者数の合計であり、その内訳は、入所者数127,111人、通所者数21,548人である。

6) 障害者支援施設等のうち地域活動支援センターについては、在所者数を調査していない。

7) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者は世帯人員であり、児童福祉施設等の定員及び在所者数には含まない。

参考表1 施設の種別別調査対象施設数

令和4年10月1日現在

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
総 数	44 089	39 772	39 487	90.2
保護施設	236	227	225	96.2
救護施設	186	179	179	96.2
更生施設	20	19	19	95.0
授産施設	16	16	14	100.0
宿所提供施設	14	13	13	92.9
老人福祉施設	3 264	3 058	3 058	93.7
養護老人ホーム	932	884	884	94.8
養護老人ホーム(一般)	880	837	837	95.1
養護老人ホーム(盲)	52	47	47	90.4
軽費老人ホーム	2 332	2 174	2 174	93.2
軽費老人ホーム A型	189	182	182	96.3
軽費老人ホーム B型	14	13	13	92.9
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 038	1 895	1 895	93.0
都市型軽費老人ホーム	91	84	84	92.3
障害者支援施設等	5 556	4 911	4 861	88.4
障害者支援施設	2 578	2 416	2 413	93.7
地域活動支援センター	2 849	2 380	2 333	83.5
福祉ホーム	129	115	115	89.1
婦人保護施設	48	48	47	100.0
児童福祉施設等	25 187	22 998	22 816	91.3
乳児院	145	144	144	99.3
母子生活支援施設	214	201	200	93.9
保育所等	10 942	10 092	10 035	92.2
幼保連携型認定こども園	6 485	6 053	6 048	93.3
保育所型認定こども園	1 361	1 243	1 240	91.3
保育所	3 096	2 796	2 747	90.3
地域型保育事業所	7 436	6 554	6 526	88.1
小規模保育事業所A型	5 080	4 513	4 502	88.8
小規模保育事業所B型	745	633	627	85.0
小規模保育事業所C型	92	77	77	83.7
家庭的保育事業所	841	710	705	84.4
居宅訪問型保育事業所	15	10	9	66.7
事業所内保育事業所	663	611	606	92.2
児童養護施設	610	596	596	97.7
障害児入所施設(福祉型)	244	229	228	93.9
障害児入所施設(医療型)	221	184	184	83.3
児童発達支援センター(福祉型)	704	641	640	91.1
児童発達支援センター(医療型)	93	82	80	88.2
児童心理治療施設	51	48	48	94.1
児童自立支援施設	58	58	58	100.0
小型児童館	2 624	2 408	2 325	91.8
児童センター	1 716	1 641	1 634	95.6
大型児童館A型	15	15	15	100.0
大型児童館B型	3	3	3	100.0
大型児童館C型	-	-	-	-
その他の児童館	111	102	100	91.9
母子・父子福祉施設	55	52	52	94.5
母子・父子福祉センター	54	51	51	94.4
母子・父子休養ホーム	1	1	1	100.0
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	9 743	8 478	8 428	87.0

- 注: 1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設・事業所に配布した詳細票の枚数である。
 2) 回収客体数は、回収があった詳細票の枚数である。
 3) 集計客体数は、回収した詳細票のうち活動中の詳細票の枚数である。
 4) 回収率(%) = 「回収客体数」÷「調査客体数」×100で算出している。

参考表2 施設の種別別にみた施設数・定員（基本票）

各年10月1日現在

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
	施設数				
総数	77 040	78 724	80 723	82 611	83 821
保護施設	286	288	289	288	290
老人福祉施設	5 251	5 262	5 228	5 192	5 158
障害者支援施設等	5 619	5 636	5 556	5 530	5 498
身体障害者社会参加支援施設	317	315	316	315	315
婦人保護施設	46	46	47	47	47
児童福祉施設等	43 203	44 616	45 722	46 560	46 997
（再掲）保育所等 ²⁾	27 951	28 737	29 474	29 995	30 358
母子・父子福祉施設	56	60	56	57	55
その他の社会福祉施設等	22 262	22 501	23 509	24 622	25 461
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	14 454	15 134	15 956	16 724	17 327
	定員(人) ¹⁾				
総数	4 015 369	4 134 729	4 254 940	4 348 554	4 414 506
保護施設	19 241	19 248	19 266	19 090	19 223
老人福祉施設	158 041	157 856	158 017	157 471	157 050
障害者支援施設等 ³⁾	188 878	189 155	187 809	187 299	186 028
身体障害者社会参加支援施設	345	265	265	265	265
婦人保護施設	1 220	1 215	1 329	1 245	1 205
児童福祉施設等 ⁴⁾	2 900 088	2 987 642	3 067 329	3 120 096	3 153 357
（再掲）保育所等 ²⁾	2 717 309	2 792 277	2 863 513	2 908 756	2 939 776
母子・父子福祉施設
その他の社会福祉施設等	747 556	779 348	820 925	863 088	897 378
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	549 759	573 541	606 394	635 879	661 490

- 注：1) 定員は、定員について調査を実施した施設のみ、集計している。
 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分である。
 4) 児童福祉施設等の定員には母子生活支援施設を含まない。

参考表3 事業の種類別利用状況

各年9月

	利用実人員 (人)		訪問回数合計 ¹⁾ (回)		利用者1人当たり訪問回数 ²⁾ (回)	
	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)
居宅介護事業 ³⁾						
障害者 身体介護が中心	111 656	116 836	2 103 122	2 151 695	18.8	18.4
通院介助が中心(身体介護を伴う)	25 805	26 017	79 951	86 083	3.1	3.3
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	7 970	8 171	18 641	20 003	2.3	2.4
通院等乗降介助が中心	2 843	3 415	19 463	22 233	6.8	6.5
家事援助が中心	123 579	129 732	1 118 291	1 193 170	9.0	9.2
障害児 身体介護が中心	8 461	9 031	89 174	98 733	10.5	10.9
通院介助が中心(身体介護を伴う)	836	860	1 819	1 941	2.2	2.3
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	89	69	228	169	2.5	2.5
通院等乗降介助が中心	31	29	122	104	3.9	3.6
家事援助が中心	909	847	7 846	7 970	8.6	9.4
重度訪問介護事業	22 936	23 123	632 742	677 091	27.6	29.3
うち移動介護	6 652	7 121	51 785	55 721	7.8	7.8
同行援護事業						
障害者	28 958	29 165	173 321	177 669	6.0	6.1
障害児	180	169	1 114	1 120	6.2	6.6
行動援護事業						
障害者	13 653	11 791	79 800	77 436	5.8	6.6
障害児	1 910	2 033	10 516	11 237	5.5	5.5
療養介護事業	17 295	18 548	415 685	453 047	24.0	24.4
生活介護事業 ⁴⁾	269 175	261 458	2 548 544	2 536 005	9.5	9.7
重度障害者等包括支援事業	23	29	684	844	29.7	29.1
計画相談支援事業 ⁵⁾	274 636	266 470	-	-	-	-
地域相談支援(地域移行支援)事業	773	767	-	-	-	-
地域相談支援(地域定着支援)事業	3 847	4 024	-	-	-	-
短期入所事業						
障害者	41 243	38 577	247 959	247 736	6.0	6.4
障害児	7 888	7 042	36 361	34 206	4.6	4.9
共同生活援助事業 ⁶⁾	157 829	144 981	-	-	-	-
自立訓練(機能訓練)事業 ⁴⁾	888	853	6 995	6 688	7.9	7.8
自立訓練(生活訓練)事業 ⁴⁾	12 048	12 449	154 757	152 561	12.8	12.3
宿泊型自立訓練事業	2 911	2 881	-	-	-	-
就労移行支援事業 ⁴⁾	37 887	39 271	423 360	431 687	11.2	11.0
就労継続支援(A型)事業 ⁴⁾	101 448	98 620	1 152 629	1 114 240	11.4	11.3
就労継続支援(B型)事業 ⁴⁾	406 577	401 977	4 284 814	4 098 785	10.5	10.2
自立生活援助事業	1 321	1 306	-	-	-	-
就労定着支援事業	15 691	14 077	-	-	-	-
児童発達支援事業	201 919	178 543	1 121 797	1 029 707	5.6	5.8
居宅訪問型児童発達支援事業	324	254	1 326	1 239	4.1	4.9
放課後等デイサービス事業	497 875	438 471	3 420 184	3 106 548	6.9	7.1
保育所等訪問支援事業	14 643	8 876	23 308	14 501	1.6	1.6
障害児相談支援事業 ⁷⁾	104 712	97 041	-	-	-	-

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、訪問回数不詳、利用延人数不詳及び利用日数不詳の事業所を除いて算出している。

- 療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・児童発達支援及び放課後等デイサービス事業は利用延人数(人)、重度障害者等包括支援・短期入所事業は利用日数合計(日)である。
- 療養介護・生活介護・重度障害者等包括支援・短期入所・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援事業は利用者1人当たり利用日数(日)、児童発達支援・放課後等デイサービス事業は利用者1人当たり利用回数(回)である。
- 居宅介護事業の利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。
- 障害者支援施設の屋間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。
- 計画相談支援事業は、サービス利用支援(計画作成)又は継続サービス利用支援(モニタリング)を利用した人数である。
- 共同生活援助事業は、9月末日の利用実人員である。
- 障害児相談支援事業は、障害児支援利用援助(計画作成)又は継続障害児支援利用援助(モニタリング)を提供した人数である。

用語の定義

1 施設

保護施設

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(3) 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う施設

(4) 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設

(5) 宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設

老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム（一般、盲）

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

(2) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス、都市型）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設

軽費老人ホームA型：高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホームB型：身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホーム（ケアハウス）：身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる。

都市型軽費老人ホーム：都市部において、軽費老人ホームの設備や職員配置基準の特例を設け、主として、要介護度が低い低所得高齢者を対象とする小規模な施設

(3) 老人福祉センター（特A型、A型、B型）

A型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

なお、特A型は保健関係部門を強化した施設で、B型は基本となるA型の機能を補完する施設

障害者支援施設等

(1) 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。）

(2) 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設

(3) 福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設

身体障害者社会参加支援施設

(1) 身体障害者福祉センター（A型、B型）

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与する施設

A型：身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う。

B型：身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う。

(2) 障害者更生センター

身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーション、その他休養のための便宜を供与する施設

(3) 補装具製作施設

無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設

(4) 盲導犬訓練施設

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

(5) 点字図書館

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸し出し等を行う施設

(6) 点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設

(7) 聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録音物の製作及び貸し出し等を行う施設

婦人保護施設

要保護女子を入所させて保護する施設

児童福祉施設等

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設

(2) 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設

(3) 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その

他の援助を行う施設

(4) 幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を持つ単一の施設として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(5) 保育所型認定こども園

保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(6) 保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設

(7) 小規模保育事業所（A型、B型、C型）

保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業所

A型：保育所分園や小規模の保育所に近い類型の事業所

B型：A型とC型の中間の類型の事業所

C型：家庭的保育に近い類型の事業所

(8) 家庭的保育事業所

家庭的保育者の居宅等で、保育を行う事業所

(9) 居宅訪問型保育事業所

保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、保育を行う事業所

(10) 事業所内保育事業所

主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所

(11) 児童養護施設

乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設

(12) 障害児入所施設（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与することを目的とする施設

医療型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設

(13) 児童発達支援センター（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設

医療型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設

(14) 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

(15) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(16) 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、援助を総合的に行う施設

(17) 児童館（小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）及びその他の児童館）

屋内に集会室、遊戯室、図書室等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

小型児童館：小地域を対象

児童センター：児童の体力増進を図る機能を有する。

大型児童館：広域児童を対象

A型：都道府県内の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を有する。

B型：自然の中で宿泊し、野外活動が行える機能を有する。

C型：芸術、体育、科学等の総合的な活動ができる機能を有する。

(18) 児童遊園

屋外に広場、ブランコ等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

母子・父子福祉施設

(1) 母子・父子福祉センター

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

(2) 母子・父子休養ホーム

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設

その他の社会福祉施設等

(1) 授産施設（社会福祉法）

労働力の比較的低い生活困難者に対し、施設を利用させることによって、就労の機会を与え、又は技能を修得させ、これらの者の保護と自立更生を図る施設

(2) 無料低額宿泊所（社会福祉法）

生計困難者のために無料又は低額な料金で貸し付ける簡易住宅、又は宿泊所その他の施設

(3) 盲人ホーム

あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行い、その自立更生を図る施設

(4) 隣保館

無料又は低額な料金で施設を利用させ、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図る施設

(5) へき地保健福祉館

へき地において地域住民に対し、保健福祉に関する福祉相談、健康相談、講習会、集会、保育、授産など生活の各般の便宜を供与する施設

(6) 日常生活支援住居施設

無料低額宿泊所であって、福祉事務所による生活保護受給者に対する日常生活上の支援の実施の委託を受ける施設として、都道府県等から認定を受けた施設

(7) 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外／サービス付き高齢者向け住宅であるもの）

有料老人ホーム：老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与する施設

サービス付き高齢者向け住宅：60歳以上の高齢者等を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅等

2 障害福祉サービス等

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行う。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(5) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。

(6) 生活介護

施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。

(7) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

(8) 計画相談支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係るサービス等利用計画を作成するこ

と等を行う。

(9) 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

(10) 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身等で生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行う。

(11) 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、入所の必要が生じた障害者等につき、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(12) 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う。

(13) 自立訓練（機能訓練）

障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(14) 自立訓練（生活訓練）

障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(15) 宿泊型自立訓練

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(16) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

(17) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(18) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(19) 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

(20) 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

3 障害児通所支援等

(1) 児童発達支援

障害児につき、児童発達支援事業所に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。(児童発達支援センターの利用に係るものを除く。)

(2) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

(3) 放課後等デイサービス

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

(5) 障害児相談支援

障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。

4 常勤換算従事者数

兼務している常勤者(当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者)及び非常勤者について、その勤務時間を常勤換算方法(その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入)により換算した人数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。